

国保だより

NO.96

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線3115～3118 平成30年10月1日

人間ドック費用助成や 健康ポイントで健康づくりを支援

市では、国民健康保険に加入されている皆さまに、健康維持に向けて積極的に取り組んでいただこうと、人間ドック検査費用の一部助成、ポイントにのぞいた特典がもたえる健康ポイント事業、無料の特定健康診査・若者健康診査を実施しています。



人間ドック費用助成

【内容】人間ドック検査費用の2分の1（上限2万円）を助成

【要件】次のすべてに該当する方

①申請日に国民健康保険に加入して1年以上で請求時に継続して被保険者である方

②年度当初に18歳以上の方

③国民健康保険料（税）に未納がない世帯に属する方

④検査結果数値を特定健康診査等に利用することに同意できる方

※市の実施する健康診査を同年度中に受診した場合は、助成を受けることは出来ません。

健康ポイント事業

【内容】ポイント台帳記載の内容を実施し、一定ポイントがたまった方は、景品と交換できます。

【要件】年度当初18歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者

【景品】千ポイント単位で、1口目は野田市共通商品券（千円分）、2口目は以降は野田市共通商品券（千円分）、クオカード（千円分）、まめバス回数券（千100円分）から1つ選択

最高3口まで

【対象期間】平成31年1月31日まで

【申請期間】平成31年2月1日から2月28日までに国保年金課へ（郵送可）

特定健康診査・若者健康診査

【要件】

○特定健康診査：年度内に40歳以上で国民健康保険被保険者

○若者健康診査：年度当初18歳以上で特定健康診査該当年齢前の国民健康保険被保険者

【受診費用】無料

【受診期間】平成30年11月30日まで

【実施場所】市内指定医療機関

【申請方法】該当の方には、平成30年6月下旬に受診券を送付しております。

還付金詐欺に ご注意を!!

野田市内にお住まいの方に、市役所国保年金課の職員を名乗る者から、「国民健康保険の還付金の通知を送付している」などの偽りの内容の電話がかかってきています。

市から、電話で「キャッシュカード等の番号や暗証番号を尋ねる」「ATMの操作を求め」ことは絶対にありません。

電話の指示どおりに操作をすると、自分の口座から犯人にお金を振り込んでしまいます。

ATMに誘導するような電話は詐欺ですので、絶対に電話の指示に従うようなことはしないでください。

不審な電話や郵便などがあつた場合には、要求に従わずに、すぐに警察、又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルにご相談ください。相談専用ダイヤルは、フリーダイヤルで通話料金はかかりません。

【野田警察署】☎7125-0110



STOP!
電話de詐欺

こんな手口が盛ってます!

- 返付金もらえます手口
- カバン失くした手口
- 示談金必要手口
- 会社の金使い込んだ手口

相談専用ダイヤル ヨクシコール
0120-494-506

千葉県・千葉県警察

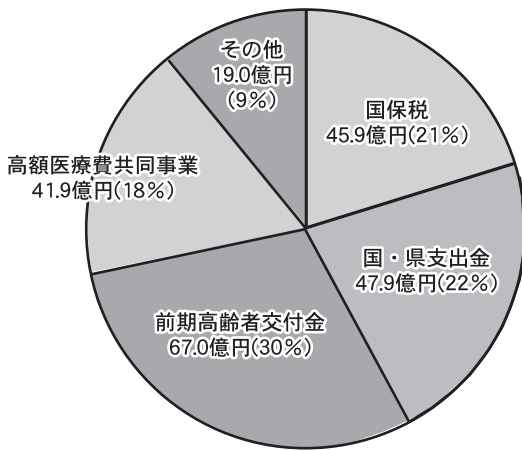
国保特別会計の運営状況について

国民健康保険は、職場などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方を対象とした医療保険です。
 加入者の皆さまに納めていただく国保料と、国や県の負担金や交付金などを財源として、平成30年度からは市と県が一体となって運営しています。

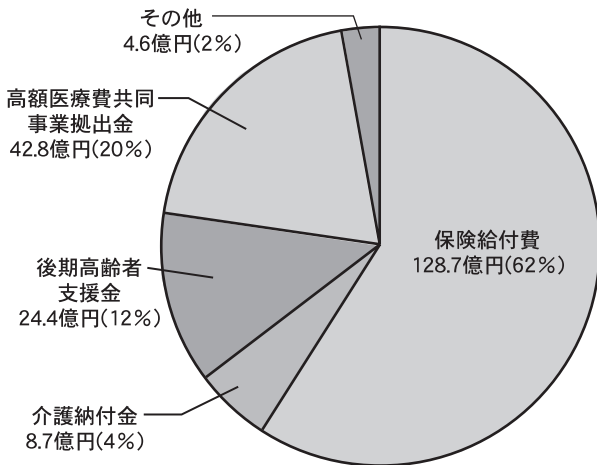
国保運営の現状

平成29年度の国保財政は、平成28年10月からの社会保険加入の要件緩和等により、被保険者が減少し、前期高齢者交付金以外の歳入は減少傾向にあります。歳出も減少傾向にあり、収支バランスは安定した状況となっています。

歳入総額：221.7億円



歳出総額：209.2億円



歳入の総額は約221億7千万円で、加入者の皆さまに納めていただいた国保税は、全体の21%の約45億9千万円を占め、被保険者数の減により前年度に比べ、約1億1千万円の減収となりました。歳出の総額は約209億2千万円で、主な支出は、保険給付費の約128億7千万円で、支出全体の62%を占めています。これは、病気やけがをした際に

保険者負担分として、医療機関に支払いをした金額で、前年度に比べ、約3億7千万円減少しています。また、後期高齢者医療制度への支援金は約24億4千万円で前年度より約8千万円減少しています。

このように加入者の減少に伴い支出が減少傾向にあり、また、徴収率が向上したことにより実質収支は黒字となりました。

平成30年度からは国保の広域化に伴い、千葉県とともに国民健康保険を運営しており、県全体の保険給付費に見合う納付金を、各市町村の医療費や所得等の状況に応じて千葉県に納めています。

国保財政の安定化に向けて

国保料(税)の徴収対策は、国保財政安定のためだけでなく、加入者間の負担の公正性を保つためにも大変重要です。このため、日曜・夜間の納付相談窓口の開設や、滞納者に対する給与や預金等の差押等を積極的に実施しています。

また、医療費の適正化を図るため、保健事業(特定健診・特定保健指導・若者健康診査・人間ドック検査費用助成・健康ポイント事業)に積極的に取り組み、疾病の予防、早期発見、早期治療といった健康管理や、ジェネリック医薬品の利用を促進するなど、医療費の節約を図ることに重点をおいた取組を行っています。

国保財政の安定化のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

柔道整復師による施術を受ける方へ

近年、接骨院や整骨院等が皆さまの身近にあり、気軽にご利用になる方が多くなってきましたが、施術を受ける場合、健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」が決められています。

柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただいた上で、施術を受けていただきますようお願いいたします。



■健康保険が使えるもの

(一部自己負担)

- 骨折、不全骨折、脱臼
(医師の同意書が必要です。但し、応急手当の場合は不要)
- 急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷
(肉離れなど)

■健康保険が使えないもの

(全額自己負担)

- ×日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ×スポーツなどによる肉体疲労
- ×病氣(神経痛・五十肩・ヘルニア等)からくる痛み
- ×脳疾患後遺症などの慢性病

■治療を受けるときの注意

- ①負傷原因を正確に伝えてください。
負傷原因が外傷性でない場合や労働災害・通勤災害の場合は、健康保険が使えません。どのような原因

因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えましょう。
②療養費支給申請書には、内容を認してから必ず自分で署名又は捺印してください。

交通事故にあわれたときは

交通事故など、第三者(加害者)の行為が原因で負傷したときの治療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届出をすることによって国保で治療を受けられます。交通事故にあわれたときは、まず落ち着いて行動し、必ず警察に連絡しましょう。そして、国保で治療を受ける場合には、必ず市役所に届出をしてください。

なお、加害者との話し合いがついて示談をすると、その示談の内容が優先されるため、国保で立て替えた保険給付費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、必ず示談の前に市役所へご連絡ください。

■届出に必要なもの

- ◇第三者行為による傷病届
- ◇交通事故証明書
- ◇被保険者証
- ◇印鑑
- ◇運転免許証



③施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう。

症状の改善が見られない場合、内科的要因も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

医療費通知の活用を!!

医療費通知は、年に4回送付しています。

1回目は7月に、平成29年12月から平成30年3月分の診療分の通知を送付しました。今後、4月から7月分を10月に、8月から11月分を平成31年2月頃、12月分を平成31年3月頃に送付する予定です。

医療費通知は、確定申告に使用できるほか、皆さまがどこの医療機関に受診したかが分かるようになっていきます(県外の医療機関名は記載されません)。

医療費通知に、皆さまが受診していない医療機関名の記載がありましたら、国保年金課までご連絡ください。

医療費節約のポイント

医療費を大切に

①かかりつけ医を持ち「はしご受診」や「重複受診」をしないようにしましょう

「はしご受診」や「重複受診」は受診するたびに自己負担金を支払うことになります。

また、薬の重複使用等で体にも悪影響を及ぼします。

②緊急時以外は診療時間内に受診しましょう

診療時間外に受診すると加算料が加算されたりするため、医療費が高くなり、自己負担金が増えてしまいます。

③領収書・明細書は保管しましょう

どんな医療行為を受け、それによりいくらの医療費がかかったのかを知ることができ、請求間違いなどにも気がつきやすくなります。

④ジェネリック医薬品を活用しましょう

生活習慣病(脂質異常症や高血圧症、糖尿病など)などの慢性的な病気で、長期間にわたって薬の服用が必要な人の場合は、薬剤の自己負担金が大きく減額されます。

また、初めて使用するお薬が長期間出された場合、ご自身の体質などをお医者さんとよく相談し、体質に合わない可能性のあるお薬は、短期間で出してもらうなど、不要なお薬が出ないように注意しましょう。

国保に加入するとき

やめるときの手続は14日以内に

退職などで職場の健康保険をやめたときは『国保に加入する届出』、就職などで他の健康保険に加入したときは『国保をやめる届出』が必要です。

■国保に加入する届出が遅れると：

国保料は、加入の届出を行った日ではなく、国保の資格を取得した日（職場を退職した翌日）からさかのぼって納めていただくこととなります。

届出をしない間は保険証がないため、その間にかかった医療費は、いったん全額自己負担になってしまいます。

届出をするとき	届出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険資格喪失証明書 届出人の本人確認書類（運転免許証など） 個人番号の分かるもの（加入する方全員分） 年金手帳
職場の健康保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 国保の保険証 職場の健康保険証 届出人の本人確認書類（運転免許証など） 個人番号の分かるもの



ます。

■国保をやめる届出が遅れると：

やめる届出をするまでの間は、国保の加入者として国保料の納付をする必要があるため、健康保険料と二重に納めてしまうことがあります。

なお、国保をやめる日は、職場の健康保険証が交付された日ではなく、健康保険の資格を取得した日の翌日となります。職場の健康保険証が手元に届くまでの間に医療機関等を受診したい場合は、職場にご相談ください。うっかり国保の保険証で医療機関等を受診してしまった場合は、国保が負担した医療費を後で返還していただくこととなります。

※国保料は、やめる届出を行った後に再計算し、変更になる場合は翌月以降に変更通知を郵送します。

【保険証を使うときの注意事項】

- 医療機関等で受診される場合は、必ず保険証を窓口で提示してください。
- 住所など保険証の記載事項に変更があったときは14日以内に保険証を添えて、市役所へ届け出てください。
- 交通事故などで保険証を使用するときは、必ず届け出てください。
- 他人の保険証を使用したり、保険証を偽造するなど、不正に保険証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受ける場合があります。

国保料の納付は

便利な口座振替で!!

口座振替（自動振込）は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配もなく便利です。

納入通知書に綴られた専用はがきか、市内金融機関・国保年金課窓口又は収税課窓口にある「野田市市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。

【申込みの際の注意事項】

- ・預貯金通帳と届出印を持参してください。
- ・納付義務者は世帯主です。
- ・口座振替は、廃止の届出をしない限り、次年度以降も継続されます。

全国のコンビニ等でも 国保料の納付ができます

納付書が1枚ずつ分かれていきますので、納付の際は納期や金額、期別をよくご確認のうえ納付してください。ただし、納期限を過ぎた納付書は使用できませんのでご注意ください。なお、領収証書は大切に保管してください。

納付相談窓口のご案内

市役所2階 収税課

平日 8時30分～20時（祝日除く）

日曜日 8時30分～17時15分

（土曜日・年末年始は休み）

いちいのホール1階 収税課関係事務所

平日 8時30分～17時15分（祝日除く）

（土曜日・日曜日・年末年始は休み）

70歳以上の方の限度額が 変更になりました

平成30年8月より、70歳以上の方の医療機関に支払う限度額が細分化されました。

このことに伴い、今まで3割負担の被保険者証の方には、限度額適用認定証が交付されませんでした。が、限度額適用認定証の交付がされる場合があるため、必要に応じて申請が必要となります。

◇限度額適用認定証が交付される対象の方

○70歳未満の方

○70歳以上75歳未満の方で次に該当する方

①保険証が3割の方で、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

②保険証が2割（又は1割）の方で、住民税が非課税の方